

# 公共下水道の供用開始区域が拡大されました



町では、公衆衛生の向上や、溜沼など公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域を中心として公共下水道の整備を進めています。

今回新たに、5.62haの区域（令和4年3月31日供用開始：長岡地区）において、公共下水道を使用することができるようになりました。拡大された区域にお住まいの皆様は、公共下水道への早期接続にご協力をお願いします。

## ▶ 公共下水道への接続は3年以内

下水道法では、公共下水道が利用できるようになると、くみ取り便所は3年以内、浄化槽は速やかに公共下水道へ接続しなければならないことになっています。

## ▶ 接続工事補助金・融資あっ旋制度をご利用ください

供用開始後3年以内に下水道へ接続された方は、町の支援制度として、補助金の交付または融資のあっ旋が利用できます。詳細は、下水道課までお問い合わせください。

【問合せ先】 下水道課 ☎ 029-240-7127（直通）

# 令和4年度 茨城県住宅リフォーム資金助成事業

を実施します

町では、町内の施工業者を利用して自己用住宅のリフォーム工事を行う町民の方に対して、その工事金額の一部を助成します。申請方法や添付書類等は、都市整備課までお問い合わせ下さい。

## ▶ 助成対象者の要件

- 町内に住民登録をしており、リフォームを行おうとする個人住宅を所有し、その住宅に申請時において3年以上居住していること。事務所・店舗併用住宅は、個人の住居部分のみ。アパート、貸家は除く。
- 申請時において、町税等、その他町に対する債務を滞納していないこと。
- 過去に住宅リフォーム助成や他の補助金等の交付を受けていない方。

## ▶ 助成対象リフォーム工事

- 町内に住所を有する業者に依頼して、消費税を含んだ総額が100万円以上の工事。
- 助成対象工事は住宅の外装・内装工事、建具工事、住宅設備工事等。
- 申込み後、町より助成認定通知書が送られた後に工事を開始し、翌年2月末日までに終了する工事（既に着工している、もしくは工事完了済の住宅は対象になりません）。
- 過去に住宅リフォーム助成や他の補助金等の交付を受けていない住宅。

※助成の対象とならない工事の例は次のとおりです。他の工事についても助成の対象とならない場合がありますので、事前に十分確認してください。

(例) 物置や車庫等の別棟工事、家電製品等の備品購入や取付け、門扉や塀等の工事、造園工事、シロアリ駆除等防虫工事、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽接続のための屋外配管工事 等

## ▶ 受付期間 5月16日(月)～6月17日(金)

午前8時30分～正午、午後1時～5時15分（土・日・祝日を除く）

## ▶ 募集件数 24件

ただし募集件数を超える申込みがあったときは、抽選により助成対象者を決定します。

## ▶ 助成額 助成金の額は一律20万円です。

【申込・問合せ先】 都市整備課 住宅・営繕グループ ☎ 029-240-7116（直通）

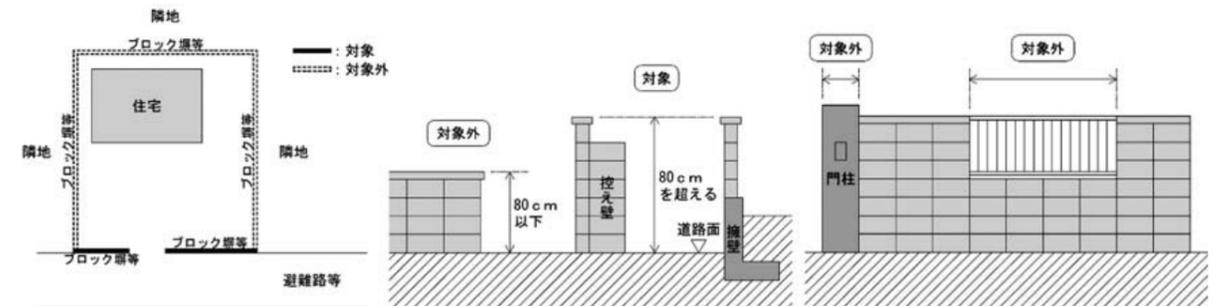
# 危険ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します

町では、地震発生時における危険なブロック塀等の倒壊を未然に防止し、通行者の安全を確保するために、避難路等に面するブロック塀等を解体する費用の一部を補助しています。

## ▶ 対象となるもの（次の条件を全て満たすもの）

- ・避難路等（※）に面したものであること
- ・危険ブロック塀等に該当（道路面からの高さが80cmを超える組積造又はコンクリートブロック塀で、町による事前調査で危険と判断されたもの）

※「避難路等」とは、茨城県地域防災計画に定める緊急輸送道路または通学路を指します。

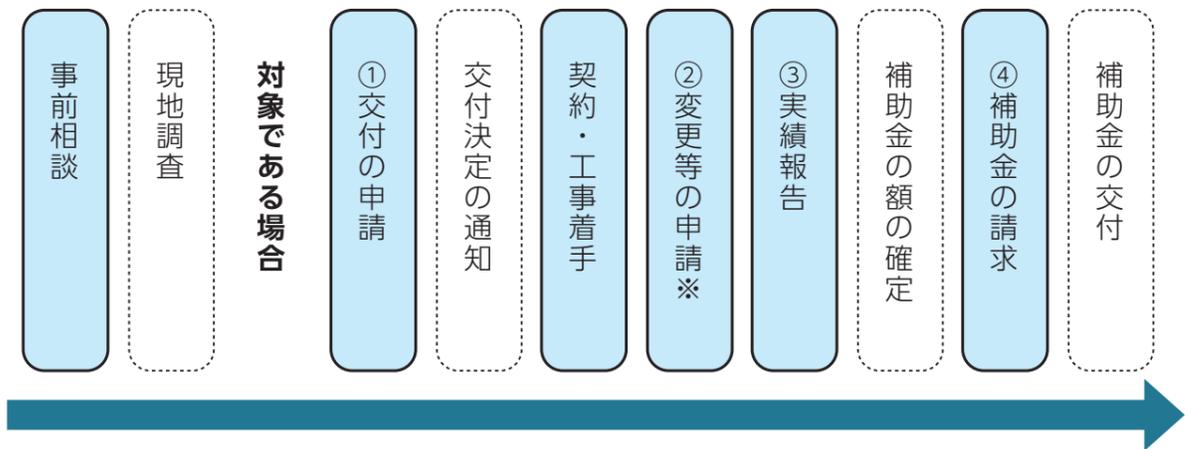


## ▶ 補助金額

撤去費用※の2/3を補助（最大10万円）

※1メートルあたり15,000円を上限

## ▶ 手続きの流れ



※変更等の申請は、申請内容に変更があった場合のみ。

■：申請者が行う手続き

□：町が行う手続き

## ▶ 申請方法

町ホームページからダウンロード、または町都市整備課の窓口で配布する申請書に必要事項を記載し、町都市整備課の窓口まで持参してください。

※申請には一定の基準がありますので、町都市整備課（1階11番窓口）までお問い合わせください。

## ▶ 申請期間 6月1日(水)～8月31日(水)

午前8時30分～正午、午後1時～5時15分（土・日・祝日を除く）

## ▶ 補助件数 5件（先着順となります）

【申込・問合せ先】 都市整備課 住宅・営繕グループ ☎ 029-240-7116（直通）